

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち



施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ確かな対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わる事ができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組（子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等）が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値	
		8年度(2026)	12年度(2030)
1 子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合 区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定	—	上昇	上昇
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	24.8% (5年度)	23.0%	20.0%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 子どもと子育て家庭の実態調査	69.3% (5年度)	72.0%	75.0%以上

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 **重点**
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 **重点**
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 **重点**
- 5 ヤングケアラー支援の推進 **重点**



※1 社会的養育：虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

※2 子どもの権利：「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で定められている権利

1 子どもの権利擁護の推進 重点

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるように取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 検討・実施
経費(百万円)		1	0	0	1

2 子どもの意見表明・参画の推進 重点

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策への子どもの意見の反映
経費(百万円)		1	0	0	1

3 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、令和5年度（2023年度）に実施した実態調査の結果も踏まえて、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等の必要な支援が必要となるところへ届くよう、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進
	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	—	—	子どもと子育て家庭の実態調査 実施	子どもと子育て家庭の実態調査 実施
経費(百万円)		1	0	12	13

4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 重点

令和8年度（2026年度）の区立児童相談所開設を見据え、要支援児童等を対象とする支援策の充実・強化や社会的養育を推進する環境を整備するとともに、高度な専門性を備えた人材の育成・確保に取り組むなど、子どもの命と安全を守る児童相談体制を構築します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	区立児童相談所の開設設計 0.7所	区立児童相談所の開設設計 0.3所 解体 建設 0.2所	— — 建設 0.6所	— — 建設 0.2所 開設	区立児童相談所の開設設計 0.3所 解体 建設 1所 開設
	児童福祉・母子保健の一体的相談支援 ^{※1} 機能整理	児童福祉・母子保健の一体的相談支援実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援実施	児童福祉・母子保健の一体的相談支援実施
	子ども家庭相談・児童相談所システム検討・準備	子ども家庭相談・児童相談所システム準備	子ども家庭相談・児童相談所システム構築・稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム稼働	子ども家庭相談・児童相談所システム準備・構築・稼働
	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修・専門研修の実施
	子どもアドボカシー ^{※2} 研修の実施	子どもアドボカシー研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー研修の実施 支援員の養成	子どもアドボカシー研修の実施 支援員の養成
事業量	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 調査・研究	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 実施	在宅児童の支援 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ 実施・拡充 養育支援訪問 実施 子育て世帯訪問 実施 親子関係形成支援 実施 子どもイブニングステイ 準備・実施
	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 親子再統合支援 里親支援センター 調査・研究	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討 里親支援センター 検討	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 準備 里親支援センター 準備	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 実施 里親支援センター 実施	措置児童の支援 社会的養護経験者の自立支援 実施 親子再統合支援 検討・準備・実施 里親支援センター 検討・準備・実施
	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭、児童養護施設、乳児院との連携強化
	経費(百万円)	954	431	1,737	3,122

5 ヤングケアラー支援の推進 重点

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。このため、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。また、小中学生を対象とした調査に続き、高校生世代を対象とした調査を行い、就労や進学のみならずにより社会から孤立し潜在化する前に状況を把握し、必要な支援策の構築に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	関係機関等研修実施	関係機関等研修実施	関係機関等研修実施	関係機関等研修実施	関係機関等研修実施
	実態調査準備・実施	実態調査(高校生世代)検討・実施	—	—	実態調査(高校生世代)検討・実施
	支援事業検討・準備	支援事業検討・準備	支援事業実施	支援事業実施	支援事業検討・準備・実施
経費(百万円)		8	1	1	10

※1 児童福祉・母子保健の一体的相談支援：区では、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健部門が連携して、子ども、子育て世帯、妊産婦に一体的な相談支援を行う体制を整備し、令和6年度（2024年度）施行の改正児童福祉法により設置が努力義務とされた「子ども家庭センター」として位置付ける

※2 子どもアドボカシー：子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策19 子どもの居場所づくりと 育成支援の充実

子どもたちがその成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安心して自由に自分らしく過ごすことができる居場所を確保していきます。

また、子ども・青少年が自主性・社会性を身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

施策の現状と課題

- 子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるなど、多様な居場所の充実が求められています。
- 子どもたちが、未来へ自信をもつてのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもの成長段階と一人ひとりの個性に応じて、安全・安心に過ごせる多様な居場所が確保されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とのかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値	
		8年度(2026)	12年度(2030)
1 放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度 放課後等居場所事業の利用者アンケート	94.2% (4年度)	95.0%以上	95.0%以上

施策を構成する実行計画事業

- 1 より良い子どもの居場所づくりの推進 **重点**
- 2 次世代育成基金の活用推進
- 3 地域における子育て支援体制の充実 **再掲** (施策20-2)
- 4 学童クラブの整備・充実 **再掲** (施策20-5)

1 より良い子どもの居場所づくりの推進 重点

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度（2025年度）以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日（土曜日を除く）の実施時間の拡充を令和6年度（2024年度）からすべての事業実施校で行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定			
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営			
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)			
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南準備・実施			
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用	
経費(百万円)	411	11	11	433	

※1 児童館再編の取組の検証結果：この間の児童館再編の取組（児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり）について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を令和5年（2023年）9月にまとめたもの

※2 コミュニティふらっと：乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

2 次世代育成基金の活用推進

次代を担う子どもたちが、経済的な理由にかかわらず、様々な体験に触れることで、将来の夢に向かって健やかに成長していけるよう、できるだけ多くの子どもに、次世代育成基金を活用した体験・交流事業への参加機会を提供するとともに、引き続き、基金趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進していきます。

また、基金創設から10年以上が経過したことから、これまでの基金の活用方法や内容を踏まえながら、必要に応じて、活用方法等の見直しを行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	基金を活用した体験・交流事業の実施 区主催事業 8事業 参加者345 民間主催事業(基金活用事業助成) 4事業 参加者372人	基金を活用した体験・交流事業 実施 民間からの基金活用事業の提案公募 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施 民間からの基金活用事業の提案公募 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施 民間からの基金活用事業の提案公募 実施	基金を活用した体験・交流事業 実施 民間からの基金活用事業の提案公募 実施
	経費(百万円)	0	0	0	0

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

社会状況の変化に伴い多様な働き方やライフスタイルに合わせた子育て支援が求められている中、多様化するニーズに的確に対応するため、妊娠期からの切れ目ない支援を拡充し、子育てに対する不安や負担を軽減する取組を進めることにより、地域で安心して子育てできる環境の更なる整備・充実を図ります。

あわせて保育、学童クラブの運営の質の確保・向上に向けた取組をより一層推進するとともに、学童クラブの待機児童解消のための取組を行うなど、様々な家庭の形態やライフステージに応じた支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。
- 保育施設の増加と様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要があります。また、多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められています。
- 年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。
- ひとり親は、子育てと生活の基盤を支える役割をひとりで担わなければならないことから負担が大きく、住居や収入等様々な場面で困難に直面する場合があります。家庭環境に左右されず親も子どもも安心して生活できるよう各家庭個別の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。
- ひとり親家庭に対する様々な支援の制度が整い、すべての家庭が個々の状況に応じて自立して安定した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値	
		8年度(2026)	12年度(2030)
1 地域の子育て支援サービス・施設が利用しやすいと感じる割合 区民意向調査	59.1% (4年度)	65.0%	70.0%
2 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合 乳幼児健康診査時アンケート	96.4% (4年度)	98.0%	98.0%
3 保育所利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	93.2% (4年度)	95.0%以上	95.0%以上
4 学童クラブ待機児童数 翌年度4月時点の待機児童数	280人 (5年4月)	80人	0人
5 学童クラブ利用者の満足度 福祉サービス第三者評価	91.4% (4年度)	95.0%以上	95.0%以上

施策を構成する実行計画事業

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 **重点**
- 2 地域における子育て支援体制の充実
- 3 保育の質の向上 **重点**
- 4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 **重点**
- 5 学童クラブの整備・充実
- 6 ひとり親家庭支援の充実
- 7 就学前教育の充実 **再掲** (施策22-3)



1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 重点

妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒に育児プランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業^{※1}、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問^{※2}など出産・子育て相談支援事業（ゆりかご事業）を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費（先進医療）の一部を助成するとともに、ICTを活用して在宅のまま受けられる不妊相談を実施するなど利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス ^{※3}	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 4,450人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス	ゆりかご事業実施 ゆりかご面接 出産育児準備教室 13,350人 産後ケア事業 すこやか赤ちゃん訪問 あそびのグループ・ あそびのグループ プラス
	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施	多胎児家庭支援事業 実施
	出産・子育て応援事業 ^{※4} 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施	出産・子育て応援事業 実施
	パースデーサポート事業 ^{※5} 実施	パースデーサポート事業 実施	パースデーサポート事業 実施	パースデーサポート事業 実施	パースデーサポート事業 実施
	特定不妊治療費助成	特定不妊治療費(先進 医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進 医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進 医療)助成 実施 810件	特定不妊治療費(先進 医療)助成 実施 2,430件
	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施	不妊相談の実施 不妊相談事業 ICTの導入実施
	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 700件	分娩手当支給事業 実施 2,100件
	経費(百万円)	705	916	916	2,537

- ※1 産後ケア事業：生後6か月未満の子と母を対象に、宿泊や日帰りで産後ケアを行い、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るなど、健やかに育児をできるよう支援する事業
- ※2 すこやか赤ちゃん訪問：生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供等を行い、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業
- ※3 あそびのグループ・あそびのグループプラス：1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児を対象にした親子参加型のグループ活動を行い、保護者の子どもへのかかわり等についての助言や、幼稚園等への円滑な通所に向けた支援を図る事業
- ※4 出産・子育て応援事業：妊娠届け出時（ゆりかご面接）や出生届出後の訪問時（すこやか赤ちゃん訪問）の伴走型相談支援と同時に経済的支援も行う事業
- ※5 パースデーサポート事業：乳幼児健康診査など行政が関わる機会の少ない2歳児を育てる家庭に対し、アンケート実施や子育てに関する情報提供等を行い、相談支援体制を強化することを目的とした事業

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度（2024年度）に策定予定の「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度（2025年度）以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの 整備・運営 開設1所 (累計 7所)	子ども・子育てプラザの 運営 7所	（仮称）杉並区子どもの 居場所づくり基本 方針に基づく乳幼児 親子の居場所づくり	（仮称）杉並区子どもの 居場所づくり基本方針 に基づく乳幼児親子の 居場所づくり	（仮称）杉並区子どもの 居場所づくり基本方針 に基づく乳幼児親子の 居場所づくり
	乳幼児親子の居場所 実施	乳幼児親子の居場所 実施			
	地域子育てネットワー ク事業 実施	地域子育てネットワー ク事業 実施	地域子育てネットワー ク事業 実施	地域子育てネットワー ク事業 実施	地域子育てネットワー ク事業 実施
	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施
	ファミリー・サポート・セ ンター事業 実施	ファミリー・サポート・セ ンター事業 実施	ファミリー・サポート・セ ンター事業 実施	ファミリー・サポート・セ ンター事業 実施	ファミリー・サポート・セ ンター事業 実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施
	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施
	経費(百万円)	750	770	765	2,285

- ※1 子ども・子育てプラザ：乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点
- ※2 地域子育てネットワーク事業：各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組
- ※3 ファミリー・サポート・センター事業：短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人（利用会員）と、手助けができる人（協力会員）をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業
- ※4 一時預かり事業：保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業
- ※5 子育て応援券：子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券（チケット）
- ※6 訪問育児サポーター：0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

3 保育の質の向上 重点

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年（2023年）4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施	保育施設の巡回指導・訪問等実施
	中核園の取組実施10園	中核園の取組実施	中核園の取組実施 検証・検討	中核園の取組実施	中核園の取組実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援実施
	改築・改修等区立保育園建設0.5園	改築・改修等区立保育園建設0.3園	—	—	改築・改修等区立保育園建設0.3園
	経費(百万円)	479	25	25	529

※1 中核園：保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 重点

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施	障害児指定園実施
	病児保育室4所	病児保育室新規1所 (累計5所)	病児保育室— (累計5所)	病児保育室— (累計5所)	病児保育室新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援検討	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施	ベビーシッター利用支援実施
	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討	私立幼稚園との連携による幼児期における保育の場の充実検討
経費(百万円)		14	2	2	18

※1 病児保育：病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所：児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園：障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)		
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)			
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施
経費(百万円)		159	8	8	175

6 ひとり親家庭支援の充実

支援が必要なひとり親家庭に対し、ホームヘルプサービスや就労のための資格取得を支援するなど、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ひとり親家庭相談 実施 4,700件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 5,000件	ひとり親家庭相談 実施 15,000件
	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 30世帯	ひとり親家庭生活支援 (ホームヘルプサービス) 実施 90世帯
	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施	就労自立に向けた資格 取得支援 実施
	養育費確保に関する 支援 実施	養育費確保に関する 支援 実施	養育費確保に関する 支援 実施	養育費確保に関する 支援 実施	養育費確保に関する 支援 実施
経費(百万円)		25	25	25	75

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21 障害児支援の充実と 医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業^{※1}など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児^{※2}が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 区内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が不足しており、身近な地域で療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、事業所の開設を進め、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児等コーディネーター^{※3}の配置により、保健、医療、福祉、教育等の各分野にまたがる支援が連携し提供できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値	
		8年度(2026)	12年度(2030)
1 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合 <small>区内事業所通所者数÷通所者数</small>	93.3% (4年度)	98.0%	100%
2 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	33人 (4年度)	55人	85人
3 医療的ケア児の通園、通学等施設数(か所) <small>医療的ケア児等コーディネーターの調整により、医療的ケア児の受け入れを行う区立保育園等・区立学童クラブ・区立学校の施設数</small>	12施設 (5年4月)	21施設	33施設

施策を構成する実行計画事業

- 1 未就学児の療育体制の充実 **重点**
- 2 学齢期の障害児支援の充実 **重点**
- 3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 **重点**



※1 放課後等デイサービス事業：学校教育法に定める学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業
 ※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む）
 ※3 医療的ケア児等コーディネーター：保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等に対しサービスを紹介するとともに、医療的ケア児とその保護者及び関係機関をつなぐ役割を持つ

1 未就学児の療育体制の充実 重点

人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設に必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで通所送迎も含めた受け入れ体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所^{※1}に運営助成を行うとともに、新規事業所の開設促進により、受け入れ体制を拡大します。また、児童が通う保育園や幼稚園、学校等に専門職が訪問し、連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう支援します。さらに、こども発達センターが地域の中核的な療育施設としての地域支援機能^{※2}を発揮し、区内の児童発達支援事業所を支援するなど、地域での療育体制の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営	重症心身障害児通所施設運営
	児童発達支援事業所(累計17所)	児童発達支援事業所 新規2所 (累計19所)	児童発達支援事業所 新規1所 (累計20所)	児童発達支援事業所 新規1所 (累計21所)	児童発達支援事業所 新規4所 (累計21所)
	保育所等訪問支援 350件	保育所等訪問支援 400件	保育所等訪問支援 425件	保育所等訪問支援 450件	保育所等訪問支援 1,275件
	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座 事業所支援 6施設	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座 事業所支援 6施設	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 2講座 療育講座 4講座 事業所支援 6施設	こども発達センターの 地域支援機能の取組 医療相談・専門相談 実施 地域支援講座 6講座 療育講座 12講座 事業所支援 18施設
	経費(百万円)	93	99	102	294

※1 児童発達支援事業所：発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援（療育）を行う、都の指定を受けた事業所

※2 地域支援機能：療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切なかわりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

2 学齢期の障害児支援の充実 重点

重症心身障害児放課後等デイサービスについて、補助内容の充実を図ることで、新規事業所の開設を促進するとともに、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援します。また、放課後等デイサービスについても、区内の事業所数が不足しているため、新規開設を促進するとともに、事業所が事業継続できるよう運営を支援します。

障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所について組織横断的な検討を進め、対応策を検討します。学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなぐほか、学校と連携して低学年期の子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所(累計4所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 新規1所 (累計5所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 新規1所 (累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 整備検討 (累計6所)	重症心身障害児放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計6所)
	放課後等デイサービス事業所(累計20所)	放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計22所)	放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計24所)	放課後等デイサービス事業所 新規2所 (累計26所)	放課後等デイサービス事業所 新規6所 (累計26所)
	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討	障害児の中学生以降の放課後の居場所実施	障害児の中学生以降の放課後の居場所検討・実施
	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施	学齢期の発達障害児の相談・療育実施
	経費(百万円)	136	152	159	447

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 重点

医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で日常生活及び社会生活を営むために、併行通園^{※1}等の実施を推進するとともに、区に医療的ケア児等コーディネーターを配置して、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を促すなど、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施	医療的ケア児の受け入れ体制の充実 区立保育園等での受け入れ 実施 区立学童クラブでの受け入れ 実施 区立学校での受け入れ 実施
	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施	医療的ケア児等コーディネーターによる関係機関が連携した相談支援の実施
	経費(百万円)	81	81	81	243

※1 併行通園：障害児通所支援事業所を利用する医療的ケア児が保育園や学童クラブにも通園することで、医療的ケア児の受け入れを促進する取組